

# 「小学校年齢期における 放課後施策の新たな方向性」説明会

日時: 令和4年12月22日(木) 午後3時00分から

会場: 中区役所ホール

1

## 本日の議題

- I. 「小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性」の概要
- II. トワイライトスクール及びトワイライトルームについて
- III. 育成会への支援のあり方について
- IV. 児童の受け入れに関する調査について
- V. その他

2

## I. 「小学校年齢期における放課後施策の 新たな方向性」の概要

### (1) 策定の趣旨

現在、平成24年3月に策定した「小学校年齢期における放課後施策の今後の方向性」に基づき、トワイライトスクール・ルーム、児童館留守家庭児童クラブを運営し、留守家庭児童育成会（以下「育成会」という。）に対して、運営助成を行っています。

近年の放課後施策に対する利用ニーズが高まっていることを踏まえ、子どもたちが豊かな放課後を過ごすことができる環境及び子育てをしながら仕事を継続する人が働きやすい環境を整えていくため、放課後施策の量的拡充及び質の確保に向けて、新たな方向性を策定しました。

## (2) 経緯

時期	事項
平成24年3月	・「小学校年齢期における放課後施策の今後の方向性」を策定
平成25年4月	・市内14か所においてトワイタイトルームを実施(順次移行を進め、令和4年4月時点で53か所において実施) ・トワイライトスクール・ルームを全学区において実施
平成27年4月	・国が子ども・子育て支援新制度を開始 ・名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例を施行
令和2年7月	・放課後児童クラブ(トワイタイトルーム、育成会、児童館留守家庭児童クラブ)の待機児童調査を開始
令和3年5月	・市立小学校の全児童の保護者を対象に「放課後施策についてのアンケート調査」を実施
令和3年9月 ～令和4年4月	・なごや子ども・子育て支援協議会放課後施策検討部会において、放課後施策のあり方について検討

## (3) 放課後施策の概要

区分	トワイライト スクール	トワイライト ルーム	留守家庭児童 育成会	児童館留守家 庭児童クラブ
開始時期	平成9年度	平成25年度	昭和47年度	昭和47年度
実施場所	小学校の余裕教室		民家等	児童館
活動日	月～土曜日(休日、年末年始等を除く)			
実施か所数	209か所	53か所	191か所	14か所
実施形態	事業委託		補助	指定管理
国事業名等	放課後 子供教室	一体型 (総合プラン)	放課後児童健全育成事業	

※実施か所数は、令和4年4月現在。

#### (4) 放課後施策の新たな方向性①

豊かな放課後の  
機会の提供

子どもの権利の保障

「小1の壁」の打破

子どもや家庭への  
支援の充実

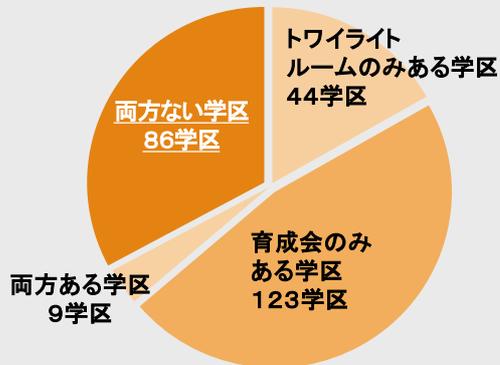
7

#### (5) 放課後施策の新たな方向性②

区分	方針
量的拡充の考え方	放課後児童クラブを保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもたちに必要な基本的なインフラと捉え、トワイライトルームや育成会のない学区及び利用ニーズが高い学区については、早急に量的拡充を図る。
量的拡充の手法	子育て家庭の多様なニーズに応えるため、トワイライトルームへの移行及び育成会の分割や定員増加に向けた支援等を両輪として、地域関係者との調整を踏まえたうえで、量的拡充を図る。
質の確保	トワイライトスクール・ルーム及び育成会、それぞれの運営を適切に行うことができる人材の確保・育成・定着に向けた支援を行い、質の確保を図る。

8

### 課題① 未整備地域の解消



トワイライトスクールは午後6時までのため、お迎えが間に合わない！

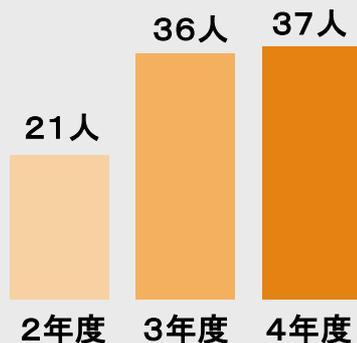
近くに利用できるクラブが無い！



トワイライトルームや育成会がない学区が86あり、利用したくても利用できる環境となっていない。

受け皿のない地域へ新たに確保していくことが必要

### 課題② 待機児童の解消



申し込みをしてもクラブの定員がいっぱい入れない！

預け先が無いから仕事を続けるのを諦めざるを得ない！



保育所の待機児童の解消は達成しているが、小学生が利用する放課後児童クラブ(トワイライトルーム、育成会など)の待機児童が3年連続で生じている。

ニーズが高い地域では受け皿を増やすことが必要

参考：区別の放課後施策の実施状況（千種区～瑞穂区）

区(学区)	トワイライトスクール		トワイライトルーム	
	学区内に育成会有る	学区内に育成会がない	学区内に育成会有る	学区内に育成会がない
千種(15)	10学区	4学区	1学区	—
東(9)	4学区	2学区	—	3学区
北(19)	7学区	8学区	1学区	3学区
西(17)	9学区	5学区	—	3学区
中村(15)	4学区	7学区	1学区	3学区
中(11)	2学区	7学区	—	2学区
昭和(11)	5学区	4学区	2学区	—
瑞穂(11)	7学区	2学区	1学区	1学区

※学区数は、令和4年4月現在。

参考：区別の放課後施策の実施状況（熱田区～中川区）

区(学区)	トワイライトスクール		トワイライトルーム	
	学区内に育成会有る	学区内に育成会がない	学区内に育成会有る	学区内に育成会がない
熱田(7)	3学区	1学区	1学区	2学区
中川(24)	12学区	9学区	—	3学区
港(20)	6学区	11学区	—	3学区
南(18)	4学区	12学区	—	2学区
守山(21)	13学区	3学区	—	5学区
緑(28)	17学区	4学区	1学区	6学区
名東(19)	9学区	5学区	—	5学区
天白(17)	11学区	2学区	1学区	3学区

※学区数は、令和4年4月現在。

## Ⅱ. トワイライトスクール及びトワイライト ルームについて

13

### (1) トワイライトルームへの移行①

区分	従来の考え方	今回の新たな方向性
育成会のない学区	子育て家庭の状況、地域関係者との調整、財政状況等を踏まえたうえで段階的に移行	子育て家庭の状況、地域関係者との調整を踏まえたうえで、 <b>早急に移行する。</b> ただし、 <b>移行の必要性については、他の学区育成会の受入状況等を考慮して判断する。</b>
育成会のある学区	育成会のない学区における移行に一定の目途がたった段階で移行	育成会のない学区における移行に一定の目途がたった段階で移行する。 ただし、 <b>待機児童が生じている等、育成会の利用定員を超えるニーズがある学区については、地域関係者への調整を踏まえたうえで移行する。</b>

※下線部が今回の新たな方向性により見直しを行った部分です。

14

## (2) トワイライトルームへの移行②

- ・児童数の少ない学区への対応
- ・児童館留守家庭児童クラブの取扱い

## (3) トワイライトスクール・ルームの運営体制

- ・運営体制の確保



方向性冊子のP7～P8をご覧ください。

## Ⅲ. 育成会への支援のあり方について

## (1) 育成会への支援のあり方

区分	従来の考え方	今回の新たな方向性
市の支援のあり方	国基準に基づく助成を実施	引き続き国基準に基づく助成を実施
運営体制	地域役職者により組織された運営委員会に対してのみ助成を実施	保護者の運営事務の負担軽減や安定的な運営体制の確保をするため、 <u>合同運営の要件緩和や法人運営への移行など、運営体制の見直しを図る。</u>
質の確保	市主催の研修等を実施	従来の支援に加えて、 <u>指導員の育成や職場定着に向けた支援など、人材確保等に向けた支援を実施</u>

※下線部が今回の新たな方向性により見直しを行った部分です。

※新たな方向性を受けた具体的な支援策の内容については、現在検討中です。

## (2) 合同運営の要件緩和

～育成会支援の単位複数設置の主な要件～

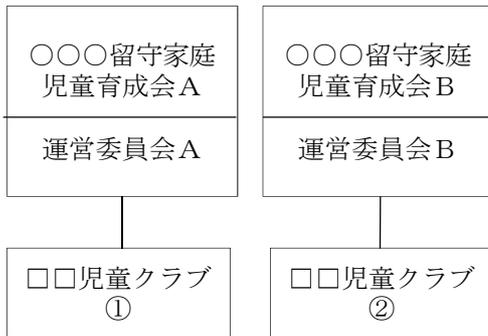
区分	現在の要件
児童数	①原則として、過去1年間、「登録児童数」が常時40人以上 ②複数設置したとき、それぞれの単位における「登録児童数」が10人以上
所在地	それぞれの専用区画は、同一小学校通学区域内



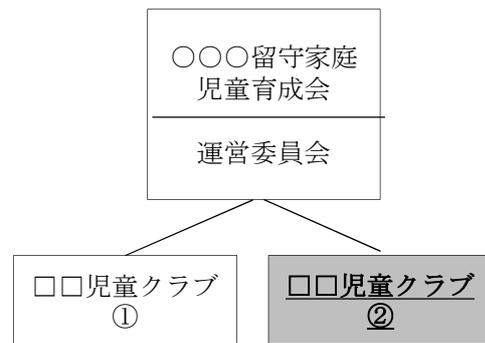
**所在地要件の緩和を検討中**

(合同運営のイメージ図)

①2つの育成会を設置する場合



②支援の単位を複数設置する場合



～合同運営に伴う効果～

現在の運営上の課題	合同運営の効果
運営に関する基準の厳格化等により、労務管理や資金管理など、運営上の事務負担が大きい	合同運営に伴い、運営委員会の開催や団体ごとに発生する事務(就業規則の作成、指導員の社会保険関係事務など)を集約化することができるため、運営事務の効率化を図ることができる。
1つのクラブの従業員数が小規模のため、指導員の急な病休や退職等が発生した場合に、代替の職員を確保することが困難になっている。	既に雇用している指導員の配置場所を変更することで、代替職員を確保するなど、指導員の柔軟な配置が可能になる。

(参考：現状の分割と支援の単位複数設置の制度上の違い)

区分		育成会登録(分割)	支援の単位複数設置
登録要件など	登録児童数	育成会ごとに10人以上 概ね40人まで	複数設置時点で支援の単位 ごとに10人以上(概ね40人まで)
	運営場所	制限なし	<u>それぞれ同一小学校通学区域内</u>
	運営委員会	育成会ごとに 運営委員会を組織	1つの運営委員会を組織 <u>(支援の単位ごとには、不要)</u>
助成制度	助成金	全て育成会ごとに申請、交付	原則、支援の単位ごとに申請、交付

(合同運営をする場合の主な注意点)

(注意点①)

児童数、面積、職員配置等の運営にあたっての基準に関しては、それぞれの支援の単位ごとに基準を満たしている必要があります。

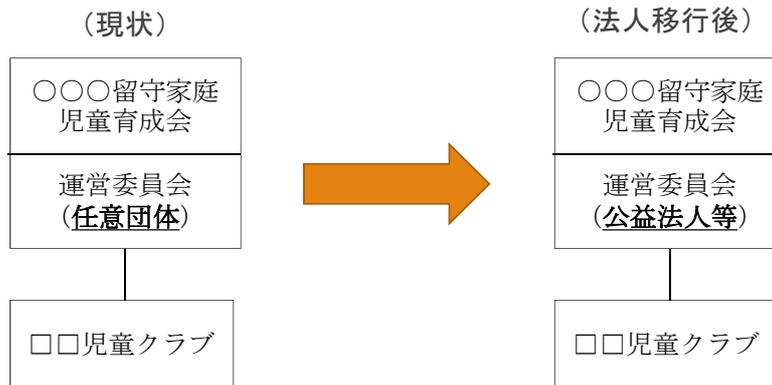
(注意点②)

助成金や利用料等の収入と人件費等の支出の管理については、それぞれの支援の単位ごとに区分して管理をする必要があります。

### (3) 法人運営への移行

#### ～事例①～

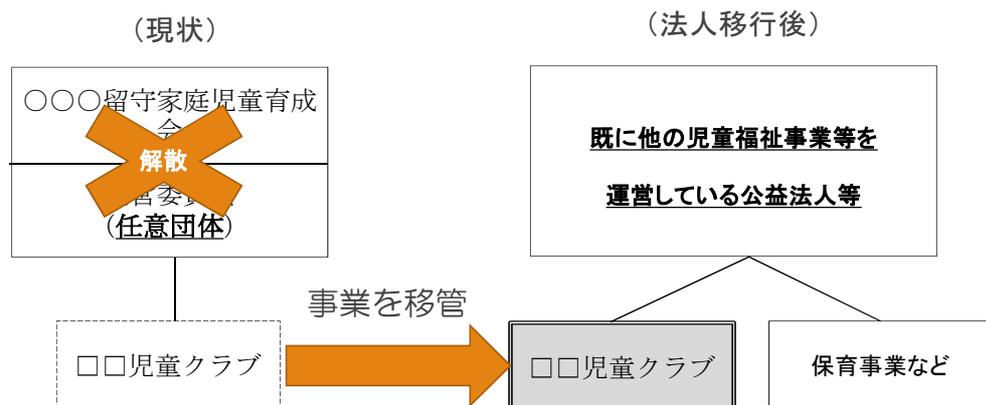
既に活動を行っている運営委員会が公益法人、社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人等の法人格を取得して、引き続き運営に関わる場合



23

#### ～事例②～

既に活動を行っている運営委員会が解散をした上で、運営を他の公益法人、社会福祉法人、NPO法人、学校法人等の法人格のある団体に引き継ぐ場合



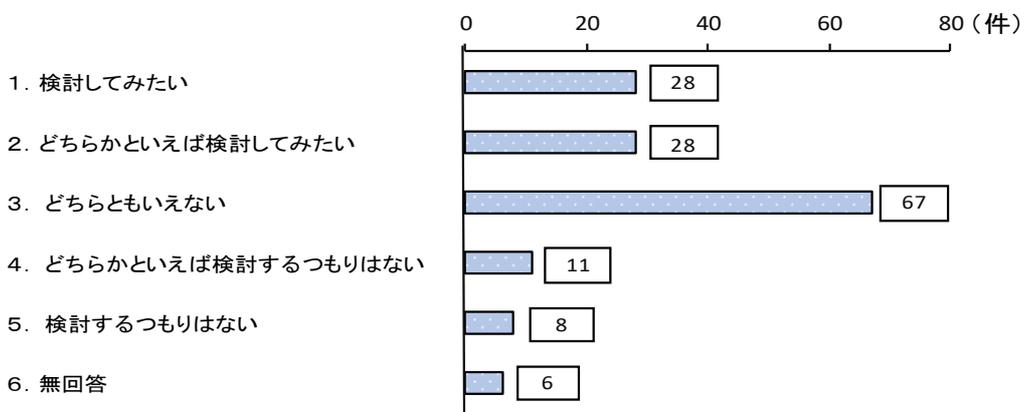
24

～法人運営への移行に伴う効果～

運営委員会の課題	移行に伴う効果
任意団体のため、団体名義での契約や資産の所有ができない。	法人運営への移行に伴い、土地や建物などの運営場所を法人名義で所有することができるため、運営場所の安定確保に繋がりがやすい。また、法人名義での預貯金口座の開設や資金の借入れ等が可能になるため、柔軟な運営が可能になる。
任意団体が雇用主となるため、指導員の求人にあたり、不利な側面がある。	法人との雇用関係になるため、指導員の身分の安定化を通じて、人材確保につながりやすくなる。

～参考～留守家庭児童育成会の運営状況に関するアンケート結果（令和3年度実施）

Q. 他都市においては、非営利法人による運営と運営委員会による運営が並立している事例があります。貴育成会においては非営利法人による運営を検討してみたいと考えますか。



## IV. 児童の受け入れに関する調査について

27

### (1) 調査趣旨

現在、一部の学区では、児童の通える範囲内に、利用できる育成会がなく、トワイライトルームもない学区があり、午後6時以降の児童の受け皿の確保が課題となっております。また、これらの学区以外でも、育成会に申し込みをしたが、利用できない児童(いわゆる「待機児童」)が生じている地域もあります。

そこで、本市では、すべての小学校区において、トワイライトルームまたは育成会を利用できる環境を整えることや早期の待機児童の解消を図ることとしており、今回、育成会の皆様に、今後の児童の受け入れ予定や分割等による定員増加のご意向についてお伺いをするものです。

今回の調査により、育成会の利用が難しい地域については、トワイライトルームへの移行を含めて、本市として児童の受け皿確保の手法を検討していくこととしており、今回の調査結果は、その基礎資料とさせていただきます。

28

## (2) 回答にあたっての注意点

- ・回答にあたっては、各育成会の運営委員会、父母会等で十分に協議・確認の上、ご回答ください。
- ・回答の内容について、一部の育成会(主に待機児童の生じている育成会と2学区以上の受け入れをしている育成会)については、令和5年5月以降、本市職員が個別にお電話か直接お会いしてその内容を確認させていただく予定をしておりますので、ご協力をお願いします。
- ・一部の回答結果については、その内容を公表する可能性があります。

29

## (3) 受け入れ対象学区に関する調査

問1) 令和5年4月現在、育成会の所在する学区及び支援の単位数を記載してください。

【           】 学区           【           】 支援の単位

問2) 令和5年4月に新規利用者の受け入れ対象とした学区について記載してください。

1. 所在学区のみを対象としている。
2. 所在学区以外のみを対象としている。(【           】学区)
3. 所在学区を含めて2学区以上を対象としている。 → 問3へ

問3) 令和5年4月に受け入れ対象とした学区名、新規利用申込者数、実際の新規利用者数及び該当学区の全体の登録児童数を教えてください。

番号	学区名	新規利用申込者数	新規利用者数	登録児童数
1	学区	人	人	人
2	学区	人	人	人

30

問4) 問3のそれぞれの学区について、該当の小学校から育成会の運営場所までの徒歩による移動距離、および、小学校の授業終了後に、育成会を利用する際の児童の移動方法についてお伺いします。

学区番号	距離	内容(下の回答番号から選んでください。)
1	キロメートル	A・B・C・D (具体的な内容: )
2	キロメートル	A・B・C・D (具体的な内容: )

<回答番号>

- A. 児童だけで育成会まで徒歩で通所している。
- B. 指導員や地域のボランティアが小学校までお迎えに行っている。
- C. タクシーなど車両によるお迎えを行っている。
- D. その他(内容も含めてご記入ください。)

問3で回答した学区について、それぞれの学区番号ごとの内容を記載してください。

問5) 問3のそれぞれの学区について、問3のそれぞれの学区について、今後の受け入れ方針をお伺いします。

番号	内容(下の回答番号から選んでください。)
1	A・B・C・D (具体的な内容: )
2	A・B・C・D (具体的な内容: )

<回答番号>

- A. 現在利用児童がおり、今後も引き続き受け入れ対象学区とする予定である。
- B. 現在、受け入れ対象としているが、申込人数によっては、今後、受け入れ対象学区から外すことを検討している。
- C. 現在利用児童はいないが、受け入れ対象学区とする予定である。
- D. その他(内容も含めてご記入ください。)

問3で回答した学区について、それぞれの学区番号ごとの内容を記載してください。

## (4) 利用申し込みに関する調査

問6) 令和5年4月の新規利用者の受け付け状況を教えてください。

1. 希望する者全員を受け入れている。
2. 一部の希望者の利用を断っている。

問7) 問6)で2と回答した方にお尋ねします。今後の分割や定員増加等の方針(希望を含む)について、お伺いします。

1. 令和6年4月までに分割や定員増加を予定している。
2. 時期は未定だが、分割や定員増加に向けて検討している。
3. 分割や定員増加の予定はない。(引き続き利用申し込みを断る予定)
4. その他( )

問8) 1または2と回答した方にお尋ねします。分割や定員増加の方法について、お伺いします。

1. 分割により、民家等で新たなクラブを設置する予定(希望)である。
2. 分割により、留守家庭児童専用室で新たなクラブを設置する予定(希望)である。
3. 移転により、民家等で定員増加を予定(希望)している。
4. その他( )

同時に依頼をさせていただく「新規利用申込み者数などに関する調査」についても  
ご回答をお願いします。(回答期限：令和5年4月26日(水))

## (5) 今後の予定

時 期	内 容
令和4年12月～2月	各区区政協力委員長協議会等において、方向性について説明
令和4年12月～4月	各育成会を対象に受け入れ状況等に関する調査を実施
令和5年5月以降	主に、待機児童の生じている育成会や2学区以上の児童を受け入れている育成会を対象に、今後の受け入れ予定等の調査を実施  各育成会の受け入れ状況や今後の予定等を踏まえ、トワイライトルームへの移行が必要な学区を順次選定し、移行に向けた調整を実施

## V. その他

## (1) 質問フォームについて

- ・ 今回の説明会の内容について質問がある場合は、別途ご案内する「質問フォーム」に記載の上、Logoフォームでご提出ください。
- ・ 質問にあたっては、育成会内で別の方が同一の質問内容を提出することを防ぐため、各育成会で取りまとめの上、ご提出ください。

## (2) 質問に対する回答について

- ・ 回答につきましては、全ての質問に対して一括して回答し、各区民生子ども課を通じて情報提供いたします。（個別に回答はいたしません。）
- ・ 第1回目の回答は、令和5年1月31日（火）まで受付分を2月中旬までに回答させていただきます。（2回目以降につきましては、2月28日まで受け付け分を3月中旬に回答予定です。）
- ・ ご要望等につきましては、回答いたしかねますので、ご了承ください。

本日の説明は以上です。  
ご清聴ありがとうございました

39

### <質疑・応答の注意点>

- ・ ご質問のある方は、挙手をお願いします。職員の指名の後、係の者がマイクを持って伺いますので、しばらくお待ちください。
- ・ ご質問の際には、恐れ入りますが、育成会名とお名前を仰っていただき、なるべくご質問は簡潔にお願いします。
- ・ なるべく多くの方のご質問にお答えさせていただきたいため、ご質問は、お1人につき2問までとさせていただきます。

40